

電動化対応トラック・バス導入加速事業実施報告書（車両）

申請者事業者番号 ^{注1}		
リースを利用する場合の補助対象車両使用者（貸渡し先）	氏名又は名称： （事業者番号 ^{注1} ） 住所：	
補助対象車両（電動化対応車） *該当する区分に○を付す。	登録番号： 車台番号： 車名 ^{注2} ： 通称名 ^{注2} ： 型式 ^{注2} ： 電動化対応車の種類*： EV PHV HV 区分* ^{注3} ： 大型 中型 小型／トラック バス 抵当権の有無： 有 無	
所要経費		金額
(1) 補助対象経費（補助対象車両価格） ^{注4}		円
(2) 寄付金、補助金その他の収入		円
(3) 補助対象経費支出予定額((1)-(2))		円
(4) 基準額 ^{注5}		円
(5) 補助金所要額 (3)と(4)を比較して少ない方の額 (算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)		円
(6) 補助金交付決定額		円
(7) 補助金交付確定額 (5)と(6)を比較して少ない方の額		円

- 注1 補助対象車両を交付規程別紙1の2の表の注2に定める貨物自動車運送事業の用に供する場合にのみ記載する。
- 注2 交付規程別表注1に規定する車両情報の登録を行っている車名、通称名、型式を記載すること。
- 注3 補助対象車両の区分における大型、中型、小型とは、交付規程別紙1の1㉓の表第1欄に記載の区分のとおりとする。特種車の場合は改造前のベース車両について記載する。
- 注4 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。また、交付決定にあたり交付規程第8条第二号の規定に基づく条件が付されている場合は、一般の競争に付した結果による額(同号ただし書きの規定により指名競争又は随意契約によった場合においては、その額)を記載する。
- 注5 交付規程別表注2の規定により算定した額とする。その際、架装物等動力構造以外の部分の変更に係る費用を除いて実施要領別表第3欄に掲げる経費を算定した場合は、これら費用の内訳に係る資料を添付するものとする。



完了実績報告書：複数台数を一度に報告する場合（別添資料）

導入車両の登録番号			
導入車両の車台番号			合 計
所要経費	金額（円）	金額（円）	金額（円）
（1）補助対象経費 （補助対象車両価格）			
（2）寄付金、補助金その たの収入			
（3）補助対象経費支出予 定額（（1）－（2））			
（4）基準額			
（5）補助金所要額			
（6）補助金交付決定額			
（7）補助金交付確定額			